

## 規制の事前評価書

政策の名称	有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入		
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号： 03-3506-6000（内線3611）	e-mail： RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年10月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 有価証券店頭デリバティブ取引について、個人向けを対象として証拠金規制を導入する。取引開始時及び1日に1度必要な証拠金を算定し、業者が顧客から証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止する。</p> <p>【目的及び必要性】 有価証券店頭デリバティブの高レバレッジ取引については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客保護（不測の損害を被るおそれ）</li> <li>・ 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）</li> <li>・ 過当投機</li> </ul> <p>の観点からの問題があり、証拠金規制が必要。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条	
想定される代替案	業者が証拠金の預託を受ける義務を取引開始時に限定し、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることは義務付けない。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
（遵守費用）	有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者において、取引開始時及び1日に1度必要な証拠金を算定し、預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。	有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者において、取引開始時に必要な証拠金の預託を受け入れるためのシステム整備等の費用が発生する。	
（行政費用）	有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者が必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者が必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。 また、顧客が不測の損害を被る等の問題が起こった場合は、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。	
（その他の社会的費用）	新たな費用は発生しない。	証拠金の水準について1日の価格変動をカバーする水準を勘案して設定しているところ、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることを義務付けないため、日々における証拠金について1日の価格変動をカバーできる水準が必ずしも確保されないこととなり、ひいては、顧客が不測の損害を被ること、業者の財務の健全性への影響等の問題が起こるおそれがある。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、顧客が不測の損害を被るおそれが減少するとともに、業者の財務の健全性への影響も減少するほか、過当投機が抑制されることとなる。	高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、顧客が不測の損害を被るおそれ・業者の財務の健全性への影響等が一定程度抑制されることになる。	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	<p>（費用と便益の関係の分析） 本案においては、今般の改正により、遵守費用・行政費用が新たに発生することとなる。しかし、証拠金規制の導入により、顧客が不測の損害を被るおそれが減少するとともに、業者の財務の健全性への影響も減少するほか、過当投機が抑制されることとなる。これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。したがって、本案による改正は適当である。</p> <p>（代替案との比較） 代替案では、①1日に1度、必要な証拠金を算定し、預託を受けるためのシステム整備等による遵守費用が発生しないことから、この点で本案と比べ遵守費用は軽減される。また、行政費用及び社会的費用については、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることを義務付けないため、②日々における証拠金について1日の価格変動をカバーできる水準が必ずしも確保されないこととなり、ひいては、顧客が不測の損害を被ること、業者の財務の健全性への影響等の問題が起こるおそれがあるという社会的費用が発生するほか、③実際に問題が顕在化した場合には、是正のための検査や監督を行う必要があるため、代替案における遵守費用の軽減分を上回る行政費用及び社会的費用が発生する可能性がある。 一方、④代替案による便益の範囲は、本案と比較して限定的なものになると考えられる。したがって、これらを総合的に勘案すると、代替案は不適当である。</p>		
有識者の見解その他関連事項	特になし		
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			